

## 一般社団法人大阪ボート協会会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪ボート協会（以下「協会」という。）の会員の入退会及び会費その他の必要な事項を定める。

### (会員の入退会)

第2条 協会定款第7条第1項の規定に基づき協会に入会しようとする者は、様式1の入会申請書を理事会に提出するものとする。

2 理事会は前項による入会を承認した場合は、申請者に速やかに文書により通知するものとする。

3 協会定款第9条の規定に基づき協会を退会しようとする者は、様式2の退会届を提出するものとする。

4 競技団体が協会定款第6条第1項第1号に定める団体正会員になった場合は、その代表者は同項第2号に定める個人正会員として入会するものとする。

5 団体正会員が団体の消滅または退会等により会員資格を喪失した場合には、その代表者の個人正会員は退会するものとする。

6 会員は、住所、連絡先が変更された場合には、速やかに協会事務局に連絡するものとする。

### (会費)

第3条 団体正会員、個人正会員及び賛助会員は、別表に定める会費を納めるものとする。

2 団体正会員または団体正会員代表者社員に適用される団体登録料及び選手登録料の会費について、当該年度中に納入しなかった場合は、延滞（会費発生年度の翌年度の初日から納入の日まで）の日数に応じて年5%相当の延滞利息を付加して支払うものとする。

3 前項の延滞利息については、災害などやむを得ない事情が認められる場合には、理事会の決定により減免することができる。

### (補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。ただし第3条は平成23年1月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年2月25日から施行する。

一般社団法人大阪ボート協会会員規程の沿革

制定 2010.9.14 (実施 2010.10.1/2011.1.1)

改正 2012.2.25 (実施 2012.2.25)

別 表

会員種別	会費										
6条1項1号 団体正会員	① 団体登録料 <table border="1" data-bbox="659 383 1324 629"> <thead> <tr> <th>団体種別</th> <th>団体登録料 (年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会人</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>クラブ</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>大学・高等学校</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> ② 選手登録料 登録選手1名当たり年300円	団体種別	団体登録料 (年)	社会人	60,000円	クラブ	45,000円	大学・高等学校	45,000円	中学校	30,000円
団体種別	団体登録料 (年)										
社会人	60,000円										
クラブ	45,000円										
大学・高等学校	45,000円										
中学校	30,000円										
6条1項2号(イ) 個人正会員のうち、団体正会員の代表者	6条1項1号 団体正会員の会費と同じ。 ただし代表を務める団体正会員が規定の会費を納入した場合には免除。										
6条1項2号(ロ) 個人正会員のうち、協会の事業にたずさわる個人	入会費1,000円										
6条1項3号 賛助会員	個人は1口4,000円とし、年1口以上。 団体は1口10,000円とし、年1口以上。										

(様式1 (その1) 団体正会員の場合)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪ボート協会 理事会 御中

入会申請者  
住所  
団体名称  
代表者 住所  
氏名

入 会 申 請 書

下記事項を誓約のうえ、貴会への定款第6条第1項第1号に定める団体正会員としての入会を申請します。

また、代表者は下記事項を誓約のうえ、貴会への定款第6条第1項第2号(イ)に定める個人正会員としての入会を申請します。

記

- 1 貴会の目的に賛同します。
- 2 以下のいずれかに該当する場合にはその旨を貴会に報告します。
  - ・団体が解散する場合
  - ・代表者を変更する場合
  - ・団体の名称又は住所、代表者の住所、連絡先を変更する場合

<連絡先> ※ 変更があった場合には協会事務局に連絡すること。

電話・FAX		
電子メール		
団体連絡 窓口	氏名・役職	
	電話・FAX (携帯)	
	電子メール	
代表者	勤務先・役職	
	電話・FAX (携帯)	
	電子メール	

(様式1 (その2) 個人正会員の場合)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪ボート協会 理事会 御中

入会申請者

住所

氏名

### 入 会 申 請 書

下記事項を誓約のうえ、貴会への定款第6条第1項第2号(ロ)に定める個人正会員としての入会を申請します。

#### 記

- 1 貴会の目的に賛同し、理事会の統率のもとで貴会の事業に従事します。
- 2 以下のいずれかに該当する場合にはその旨を貴会に報告します。
  - ・住所または連絡先を変更する場合
  - ・貴会の事業に従事できなくなった場合

<連絡先> ※ 変更があった場合には協会事務局に連絡すること。

勤務先・通学先	
電話・FAX	
電子メール	

(様式1 (その3) 賛助会員の場合)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪ボート協会 理事会 御中

入会申請者

住所

氏名

### 入 会 申 請 書

貴会への定款第6条第1項第3号に定める賛助会員としての入会を申請します。

<連絡先> ※ 変更があった場合には協会事務局に連絡すること。

勤務先・通学先	
電話・FAX	
電子メール	

(様式2)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪ボート協会 理事長 様

(個人正会員の場合)

住所

氏名

(団体正会員及びその代表者の場合)

住所

団体名称

代表者 住所

氏名

退 会 届

一般社団法人大阪ボート協会定款第9条に基づき退会します。